

大学文書館設置の経緯

西山 伸†

本稿は、2000(平成12)年11月1日に設置された大学文書館が設置に至った経緯を、必要な資料とともに記録として留めておくことを目的とする⁽¹⁾。

京都大学では、創立百周年を記念して『京都大学百年史』(全7巻)の編集作業を1990(平成2)年から開始していた。編集作業に当たっては、学内外から数多くの貴重な史料の提供を受けたが、百年史編集委員会においては、これらの史料を編集終了後どのような形で永続的に管理していくかということが議論に上っていた。1997(平成9)年11月18日には百年史編集委員会専門委員会より、当時の井村裕夫総長宛に「京都大学史史料室設置の提言」という文書が提出された[資料1]。同提言では、百年史で収集された史料が「京都大学史に留まらず、広く日本近現代の大学・学問史、さらには文化・社会・政治史の研究のための貴重な史料となりうるもの」であり、さらに「大学自身の自己確認、自己評価のための素材としても大きな価値をもっています」と位置づけ、これらの史料を「整理・保存し、公開・利用するための恒久的な機関を作る必要がある」として「京都大学史史料室」の設置を求めている。このような提言が出された背景には、直接的には、1967(昭和42)年に刊行された『京都大学七十年史』の編集の際に収

集された史料が散逸していて、百年史編集の作業に大きな困難をもたらしたという事情があったが、それだけでなく、当時すでにいくつかの大学では沿革史編纂終了後に史料の保存・利用のための機関が設けられており、また1996年には全国大学史資料協議会も発足し、大学の沿革史料やそれらを利用した大学史研究の重要性が認識され始めていたことも忘れてはならない要素であった。

しかし、上記の提言は、直接的には学内での議論を呼び起こすことにはならなかった。大学文書館設置への具体的な議論が始まったのは、百年史の刊行も終わりに近づいてきた2000年に入ってからであった。その際の議論の契機となったのは、一つは依然として課題となっていた百年史編集終了後の史料の保存・利用の問題であり、そしてもう一つは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法)への大学の対応の問題であった。

2000年3月9日、百年史編集委員会は、長尾真総長宛に「本学の歴史に関する史料の収集・保存・公開について(要望)」と題する文書を提出した[資料2]。編集委員会は、同文書において、収集した史料の歴史研究上の重要性に加えて、大学の情報公開、説明責任との関連で、「大学のあり方を歴史的、総合的に考える場」として、あるいは

† 京都大学大学文書館助教授

「収集した史料を基本に、自らの大学の歴史や大学のあり方についての研究・教育のセンターとして、学内外に様々なメッセージを発信することによって、〔中略〕継続的、恒常的な自己点検の場となると同時に、所蔵史料を公開することによって、第三者からの評価にも応じられる開かれた場」としての「京都大学文書館」の設置を要望した。この要望書は、1997年の提言の考え方を基本的には受け継ぎつつ、より詳細かつ具体的に設置の必要性を強調しているものであった。

この要望書を受けて、部局長会議に「京都大学の歴史に関する史料の収集・保存・公開等のための組織についてのワーキンググループ」(大学文書館ワーキンググループ)が設置され、大学文書館設置に向けた具体的な議論が開始されることになった。

一方、情報公開法への対応については、京都大学ではすでに1998(平成10)年4月28日、部局長会議に「情報公開検討ワーキンググループ」が設置され、議論が重ねられていた。そして、2000(平成

12)年9月12日の同ワーキンググループの答申では、文書保存規程の制定と行政文書ファイル管理簿の作成、そして保存年限の過ぎた行政文書のうち学術的価値の高い文書を保存する「大学公文書館(仮称)」を整備することが、情報開示のための条件整備とともに提起されていた〔資料3〕。この答申を踏まえ、大学文書館ワーキンググループは、10月24日の部局長会議において、できるだけ早い時期に「大学文書館」の設置が必要であるとの答申を提出し〔資料4〕、11月1日付で学内措置により独立の部局として設置されることが承認された。

〔註〕

- (1) 大学文書館設置の詳しい経緯については、拙稿「京都大学大学文書館——設置・現状・課題——」全国大学史資料協議会『大学アーカイヴズの設立と運営』2002年、を参照。

〔資料1〕

平成9年11月18日

井村裕夫総長殿

京都大学百年史編集委員会専門委員会

京都大学史史料室設置の提言

本専門委員会では、かねてより現在の百年史編集史料室の将来構想について審議してまいりましたが、この度以下のような形態で「京都大学史史料室」(仮称)を設置する必要があるという結論に達しましたので、よろしくご検討のほどお願いいたします。

1. 提言の理由

- (1) 百年史の編集作業を通じて、編集史料室には初代総長木下広次関係文書を初め数多くの貴重な史料が

収集されつつあります（別紙1を参照）。百年史編集事業の終了後に、現在の編集史料室の機能を引き継ぎながら、それらの史料を整理・保存し、公開・利用するための恒久的な機関を作る必要があると考えます。

また、かつての京都大学七十年史の経験、すなわちその刊行時に収集された史料の大半が編集事業終了後に散逸したという事実を鑑みて、この大学史史料室の設置は、百年史編集事業の終了（平成12年6月の予定）後、空白期間を置かずに実現されることを強く希望します。

(2) 本学の本部事務局と各部局には膨大な量の制度資料、行・財政資料その他の非現用公文書類、評議会、諸委員会等の議事録、諸事件に関する記録類等が保管されておりますが、それらは京都大学史に留まらず、広く日本近現代の大学・学問史、さらには文化・社会・政治史の研究のための貴重な史料となりうるものです。またそれらは、単に歴史研究や年史編纂のためだけでなく、大学自身の自己確認、自己評価のための素材としても大きな価値をもっています。このような理由から、それら史料の散逸を防ぎ、組織的に保存、整理、利用するための措置を速やかに講じる必要があると考えます。

(3) 現在すでに編集史料室に寄託されている史料以外に、元総長や名誉教授あるいはその遺族のもとにある文書で大学史の貴重な史料となるものが数多く存在すると推測されます。編集史料室では今後、それら個人文書の調査と収集をさらに進めて行く予定ですが、百年史編集事業の終了後に恒久的な史料保存機関としての大学史史料室を発足させることによって、それら個人文書の寄贈を受けることが格段に容易になると考えられます。

なお、米国やヨーロッパの大学には本格的な史料館である「大学アーカイヴズ」を備えているところが数多く存在します。またわが国においても、近年東京大学、東北大学、名古屋大学、九州大学がそれぞれ大学史史料室を設置するに至っており（別紙2参照）、私立大学では史料室をもつものがかなりの数に上っています（別紙3-1・2は、私立大学の大学史関連部署及び大学史研究者の組織である全国大学史資料協議会の会員〔個人会員を除く〕です）。

2. 大学史史料室の業務

史料室の業務としては、以下の3点を考えております。

- (1) すでに編集史料室に収集されている史料に加えて、学内外の京都大学史に関する史料を調査収集、整理、保存するとともに、必要に応じて学内外の閲覧に供する。（本史料室に収集、保存することが望ましい学内史料の例を、別紙4に掲げておく）
- (2) 収集史料を利用して、京都大学史を中心に近現代の大学・学問史、高等教育史の研究を推進し、また学際的共同研究を組織する。具体的には、様々なプロジェクトの推進（たとえば初代総長木下広次関係文書を利用した創立期京都大学の研究など）、大学史研究紀要・史料集の刊行などが考えられる。
- (3) 上記の研究の成果に基づきつつ教育及び広報活動を拡充する。例えば全学共通科目の形で京都大学史の講義を設けるほか、新入生のオリエンテーション、初任者研修などにも活用する。また京大の歴史と現状に関する展示を行い、教職員、学生、一般市民、外国からの来訪者などの観覧に供する。

3. 史料室の人員と運営

上述のように、史料室が史料の収集・整理・保存だけでなく、大学史の研究と教育及び広報活動の推進をもその業務とする場合、それは以下のような人員を備える必要があると考えます。

室長：本学の専任教授が兼任する。

室員：専任の助教授（または講師）1名

専任の助手1名

専任の事務官1名

室長は史料室の業務を統括する。

室員のうち助教授は、室長の指示を受けながら史料室の業務を処理するが、特に研究・教育活動においては中心的役割を担う。

助手は、史料室の業務の遂行において助教授を補佐する。

事務官は、史料室に関わる諸事務を処理する。

さらに、本史料室の運営に関して以下の点を考えております。

史料室の運営方針について協議するために、室長、室員のほか、全学的に選出された委員から構成される「史料室運営協議委員会」（仮称）を設置する。

史料の公開については本委員会で厳正なルールを設けた上で、その都度可否を審議・決定する。また、現在本部事務局所蔵の文書の一部が史料室に移されるであろうことを考慮すると、上記委員会には本部事務局職員を加える必要があると考える。

4. 史料室のスペースと設置場所

史料室が、史料の保管場所という機能以外に、閲覧、研究・教育、広報などの機能をも果たすためには、それに対応するスペースが確保されることが是非とも必要であります。具体的にいえば、現在編集史料室が占めている2部屋に匹敵するスペースが最低限必要と考えられます。

設置場所としては、百周年記念事業の一環として建設が予定されている「時計台記念館」の内部に置かれることを強く希望します。新しい時計台記念館は歴史記念館という性格をもつものになると聞き及んでおりますが、それが本学の歴史を広く一般に公開しようとするものであるならば、大学史史料室はその中に設置されるのにまことにふさわしい施設であると考えます。

[別紙省略]

[資料2]

平成12年3月9日

京都大学総長 長尾 真 殿

京都大学百年史編集委員会

委員長 菊池 光造

本学の歴史に関する史料の収集・保存・公開について（要望）

京都大学百年史編集委員会では、すでに『京都大学百年史 部局史編』1、2、3（平成9年9月）、『京都大学百年史 写真集』（平成9年9月）、小冊子『京大百年』（平成9年11月）、『京都大学百年史 総説編』（平成10年6月）、『京都大学百年史 資料編』1（平成11年9月）を刊行し、現在、残る『京都大学百年史 資料編』2および『京都大学百年史 資料編』3の平成12年度中の刊行を目指して、鋭意編集作業を行っているところであります。

本委員会の発足以来、百年史編集史料室では、本部事務局より数多くの学内の行政史料の提供を受け、また、学外から寄贈・寄託を受けた貴重な個人史料もかなりの数にのぼっております。

今後、編集事業終了後において、これらの史料を継続して収集、整理、保存し、学内外に公開するとともに研究・教育活動に役立てていく体制の確立が望まれるところであります。すでに東北大学、東京大学、九州大学、名古屋大学等においては、それぞれ年史編集終了後に史（資）料室が開設され、史料の収集・保存・公開に加えて大学の歴史に関する研究・教育活動が積極的に推進されています。

本学における将来の年史編集事業に備えるためにも、また、本学に関する史料が持つ研究上の大きな意義からも、上記のような機能をもった恒久的組織が必要と考えております。さらに、百年史の編集作業を通じてその歴史史料としての価値が明らかになりつつある本学の行政史料を、今後どのように一元的に管理していくかという観点からも、このような組織は不可欠なものと考えられます。

大学の多様化、個性化が求められつつある現在、その大学に関する歴史史料を体系的に保存・管理し、継続して収集すれば、それは大学にとって重要な点検・評価のための資料となり、またこれを研究・教育に活用すれば、大学の個性の認識と発展に資するものと考えます。本学の歴史に関する史料を収集・保存・公開し、それにもとづいた研究・教育活動を行う恒久的な組織が速やかに設置されることを本委員会として切望いたします。

[参考]

京都大学史料の収集・保存およびその利用について

——京都大学文書館設置の提案——

平成12年3月9日

京都大学百年史編集委員会

I 京都大学百年史編集事業の経過と収集史料の現状

1. 京都大学百年史編集事業の経過
2. 収集史料の現状

II 本学における大学文書館の必要性

1. 将来の年史編集
2. 大学史史料の研究上の意義
3. 大学の点検・評価との関わり
4. 大学の行政史料の管理
5. 本学内の他機関との関係

III 他大学の現状

IV 文書館の業務

V 文書館の満たすべき条件および概要

1. 文書館の満たすべき条件
2. 文書館の概要

I 京都大学百年史編集事業の経過と収集史料の現状

1. 京都大学百年史編集事業の経過

京都大学百年史編集委員会では、

『京都大学百年史 部局史編』1、2、3（平成9年9月）

『京都大学百年史 写真集』（平成9年9月）

小冊子『京大百年』（平成9年11月）

『京都大学百年史 総説編』（平成10年6月）

『京都大学百年史 資料編』1（平成11年9月）

を刊行し、残る

『京都大学百年史 資料編』2

『京都大学百年史 資料編』3

の平成12年度中の刊行を目指して、鋭意編集作業を行っているところである。

2. 収集史料の現状

平成2年9月に京都大学百年史編集委員会が発足して以来、百年史の編集にあたっては数多くの京都大学の歴史に関する史料を収集・利用してきた。本部事務局より提供を受けた大学の行政史料をはじめ、『学報』『広報』などの大学の刊行物、寄贈・寄託を受けた書翰・日記等大学関係者の個人史料、新聞、雑誌、伝記、回想録、写真、ピラ等、今回の史料収集によって新たに発見された貴重な史料も多い（現在百年史編

集史料室において管理している史料の概略を別紙に示した)。これらの史料群については、百年史の編集に最小限必要な範囲において整理し、目録の作成を行っているが、今後どのような形で研究・教育に生かしていくかということは、これからの課題となっているのが現状である。

前述のように百年史の刊行が終わりに近づいている現在、これらの史料を散逸させずに管理し、利用に供する体制を整えることが焦眉の課題となっている。

II 本学における大学文書館の必要性

百年史編集の経験や近年の大学をとりまく状況をふまえ、本委員会では、本学に大学史史料を収集・保存し、利用に供する機関として「大学文書館」が不可欠であると考え、以下にその必要性を述べることにする。

1. 将来の年史編集

百年史編集にあたっての史料収集の点で、いちばんの困難を感じさせられたのが、『京都大学七十年史』編集の際に収集された史料が散逸していたことであった。七十年史編集終了時には、来るべき百年史の編集に備えた史料の管理がうたわれ、またその後も本学の歴史に関する史料の系統的な整理・保存を目的にした「旬年史」も計画されたりしたが、いずれも実行されることはなかった。そのため、総説編や各部局の執筆担当者は一から史料収集を行わざるをえなくなり、大きな負担を強いられることになった。この事実を踏まえると、現在の百年史編集史料室がその役目を終え、引き継ぐべき組織が作られない場合には、また同じような事態が起こる可能性は極めて高いと言わざるをえない。したがって、将来考えられる本学の年史編集を考慮に入れるならば、現在収集している史料を一元的な体制のもとで管理し、さらに今後も収集を継続していく組織としての文書館が必要不可欠と思われる。また、大学全般の年史のみならず、数多く刊行されている各部局や研究室単位の年史の編集の基礎史料を提供する場としても文書館は位置づけられるはずである。

2. 大学史史料の研究上の意義

百年史の編集にあたっては、前述のように数多くの史料を収集したが、実際に百年史に直接収録・利用されたのはそのごく一部にすぎない。また、編集作業をとおして、百年にわたる本学の歴史に関して、今後解明されなければならない課題が多数明らかになりつつあるのも事実である。近年はいくつかの大学で大学史紀要等が発行されるようになり、若干の状況の変化は見られるが、従来一般的に日本の大学においては、史料の公開状況が不十分という制約もあり、自らの歴史に関する実証的な研究が極端に少なかったと言っても過言ではないし、本学もその例外ではない。研究・教育機関を標榜する大学であれば、自らのたどってきた歴史を明らかにし、将来への指針の一つとすることは重要な作業と言えるであろう。

また、大学史史料は、単に個別の一大学の歴史を明らかにすることだけに寄与するのではない。ある大学の史料は、広く日本近現代の大学・学問史、さらには文化・社会・政治史等の研究のための貴重な史料になりうるものである。特に本学のように長い歴史を持ち、日本社会のなかで重要な位置を占めてきた大学においては、なおのことであろう。したがって、本学に文書館が設置されて学内外の研究者に史料の公

開が行われ、かつ文書館も主体的に研究・教育活動に参加するようになれば、文書館は日本近現代史研究の重要な情報発信源となりうるであろう。

3. 大学の点検・評価との関わり

近年、公の機関に対する社会の要請が変化しつつある。「情報公開」「説明責任」といった言葉に表れているように、公の機関が自らのもつ情報を開示し、存在理由の説明を求められるようになってきている。大学に対しても「説明責任」を求める声は強く、多数の自己点検・評価報告書が作成され、また第三者による外部評価も現実のものとなりつつあることは周知のとおりである。

しかし、本学を含めた従来の日本の大学が、史料にもとづき、自らの存在理由についてどれだけ考えてきたかとなると、実は甚だ心もとないのではなかろうか。大学組織の巨大化、学問分野の細分化によって、大学のあり方を歴史的、総合的に考える場が存在していないのではないかという疑問を感じざるをえない。このような場としての機能が期待されるのが、大学文書館であると考えられる。収集した史料を基本に、自らの大学の歴史や大学のあり方についての研究・教育のセンターとして、学内外に様々なメッセージを発信することによって、本学にとって文書館は継続的、恒常的な自己点検の場となると同時に、所蔵史料を公開することによって、第三者からの評価にも応じられる開かれた場となることができるであろう。

さらにいえば、それによって文書館は大学の構成員にとって自らの大学のアイデンティティーを確かなものとする場となりえよう。大学の多様化、個性化が求められつつある現在、上記のような文書館は大学の個性の認識と発展に資するところが大きいと考えられるのである。

4. 大学の行政史料の管理

大学の歴史についての研究・教育を行うに当たってもっとも基本的な史料は、事務局や各部局で日々生産されてきた大学の行政史料である。本学のような長い歴史と多くの部局をもつ大学では、その分量は膨大なものになっているはずであるが、百年史の編集の過程で明らかになったのは、一体どのような内容の史料が、どれだけの量、どこに収蔵されているか、といった基本的なデータについて統一的な把握が全くといっていいほどできていなかったという事実であった。この状態が続けば、行政史料の実態が把握されないまま、貴重な史料が破棄されたり、紛失したり、あるいは劣化していくという事態を危惧せざるをえない。

大学史の研究・教育という観点から考えても当然のことであるが、3. で述べたような大学を取り巻く社会的要請からも、自らの行政史料についての実態調査や、一元的な管理体制の確立は、大学にとってすぐにも実行されなければならないことではなかろうか。その一つの有力な方法として挙げられるのが文書館の設置と考えられる。具体的には、全学にわたる史料の所在調査を行った上で、一定年限を過ぎたいわゆる非現用の文書を移管する場として文書館を位置づけるということである。その際重要なことは、非現用の文書のどれを保存し、どれが廃棄の対象になるかという決定を文書館が行うということである。このような形で非現用文書の一元的な管理を文書館が行うことによって、大学史の研究・教育活動がより円滑なものになることが期待できるし、そのことは同時に事務の面でも効率化を進めるという意味を持つはずである。

5. 本学内の他機関との関係

資料を取り扱うという観点からいえば、本学にはすでに附属図書館や総合博物館が存在している。本委員会では提案する文書館は、第一に収集する資料の独自性、第二に収集された資料を取り扱う職員の専門性という二つの理由から、附属図書館や総合博物館とは別個の機関として設置されるべきと考える。

これまで述べてきたように、文書館が収集の対象とする史料は、内容的には本学の歴史に関わり、形態としてはいわゆる一点ものの文書史料が主体となる。もちろん写真その他の映像史料や図書、さらには機器類や諸種の物品も収集の対象となるが、中心はあくまで文書史料であり、これは既存の他機関にない独自性といえよう。また、このような史料を取り扱う職員には、一つには行政史料等の史料についての専門性——史料の内容を見て正確な位置づけを行える知識と、文書史料の保存や修復を行うことの出来る技術とが含まれる——と、本学の歴史について主体的に研究・教育を展開できるという意味での専門性とが求められよう。これは、図書館職員や博物館における教員・学芸員とは異なった専門性であることは明らかであろう。つまり、本学においては、それぞれ独自の役割をもった図書館、博物館、文書館の三者が独立した形で並び立つことが望ましいといえるのである。

Ⅲ 他大学の現状

日本の大学では以前から多数の年史が刊行されてきたが、近年は刊行事業を計画するにあたって大学に年史の編集室と専任の職員が配置されるようになり、従来ともすれば記念式典の「手みやげ」のように思われがちであった年史が、史料にもとづいた実証的な研究成果のひとつとして位置づけられるようになってきた。さらに、年史の刊行が終了した後でも、何らかの形で編集室を存続させ、継続的に大学史史料に関する活動を行う大学も珍しくなくなってきている。主要な国立大学においても、東北大学記念資料室（昭和38年設置）、東京大学史史料室（昭和62年設置）、九州大学大学史料室（平成4年設置）、名古屋大学史資料室（平成8年設置）などが年史編集作業の終了後に設置されている。また、私立大学中心の組織であるが、平成8年には全国大学史資料協議会が発足し、63大学、24個人会員の参加を数えるようになってきている。

重要なことは、これらの組織においては、年史の編集作業や収集した資料の散逸防止はその業務のひとつに過ぎず、より積極的に研究紀要、ニュース、資料集などの成果を発表していることである。さらに、東京大学史史料室では平成10年に『東京大学の学徒動員学徒出陣』という600頁に及ぶ詳細な調査報告書を刊行したし、九州大学大学史料室では平成9年度より全学共通教育科目「九州大学の歴史」を開講し、同時にそのためのカリキュラム研究も開始している。このような研究・教育活動は、日本史、教育史、科学史等学際的な側面を持つゆえに、既存の学部等ではなく、文書館のような組織が中心とならなければ実現できないものといえよう。

このようにすでにいくつかの大学では史（資）料室が設置され、様々な事業が活発に展開されているが、にもかかわらずその組織的な位置づけが不安定なままであることが大きな問題となっている。具体的には、法制化はもちろん、学内措置においても独立した部局とはなっておらず、加えて、配置されている教員の数も少なく、しかもいずれかの学部の張りつけという形でしか発令されていない。したがって、教員は身分的にも非常に不安定であり、彼らの個人的な努力によって組織が維持されている側面が非常に大きいのが現実である。また、史（資）料室の学内における位置づけが不明確なため、最も重要な史料である学内の行政史料を

史(資)料室に移管するシステムが機能していないことも大きな問題点といえよう。本学に文書館を設置するにあたっては、これらの問題点を如何に克服していくかを検討する必要があると思われる。

IV 文書館の業務

以上のような検討を踏まえ、予想される文書館の業務としては、大きく分けて以下の三点が挙げられる。

- ①すでに百年史編集史料室に収集されている史料に加えて、大学の行政史料をはじめ学内外に存在している本学の歴史に関する史料の調査収集、整理、保存を行う。そして、一定の原則を定めた上で、それらの史料を公開に供する。
- ②収集された史料をもとに、本学の歴史を中心に近現代の大学・学問史、高等教育史の研究を推進し、学際的な共同研究を組織する。その成果を著作、研究紀要、資料集等の刊行によって公開する。
- ③上記の研究の成果に基づき教育および広報活動を行う。例えば、全学共通科目として本学の歴史に関する講義を行うほか、新入生のオリエンテーション、職員の初任者研修等にも参加する。また、展示や公開講演会等を行い、広く学内外に本学の歴史に関する情報を提供する。

V 文書館の満たすべき条件および概要

1. 文書館の満たすべき条件

これまでの検討から、本学に設置されるべき文書館は次のような条件を満たすものであることが必要である。

- ①独立の機関であること。
- ②史料の収集・整理・保存、史料を利用した研究教育を行う専任の教員を配置すること。
- ③文書館の業務を円滑に行うための事務体制を整備すること。
- ④史料の収集・整理・保存、史料を利用した研究教育を行うのに十分な場所を確保すること。
- ⑤文書館の管理・運営および文書館の研究教育活動を管掌する常設の委員会を設置すること。
- ⑥作成後一定の年限が経過した学内の行政史料の管理を文書館が行えるようなシステムをつくること。

2. 文書館の概要

本委員会の提案する文書館の概要は以下のとおりである。

名 称	京都大学文書館
目 的	本学の歴史にかかわる史料の収集、整理、保存、公開および調査研究、その他関連する事業を行う。
場 所	本文書館の性格、予想される業務等を考慮し、時計台記念館に設置されることが望ましい。
職 員	館長（教授併任） 教官（助教授、助手）若干名

調査員（事務官併任）若干名
委員会 文書館に関する重要事項を審議するため全学的組織としての運営協議会を置く。
専門的事項の調査等必要に応じて運営協議会に専門委員会を置く。

〔別紙省略〕

〔資料3〕

平成12年9月12日

総長 長尾 真 殿

情報公開検討ワーキンググループ

座長 田中 成明

京都大学における情報公開のあり方について（答申）

平成10年4月28日の部局長会議において、情報公開検討ワーキンググループが設置され、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）施行に向けて、本学の情報公開のあり方について鋭意検討し、情報公開法施行までの当面の課題として「評議会・部局長会議・全学委員会の議事内容の公表について」を平成10年11月10日開催の部局長会議に報告したところであります。

その後、平成11年11月下旬に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の骨子（案）（政令案）」の公表を受けて、本ワーキンググループでは、予想される課題などについて、個別に検討の結果、今般、成案を得ましたので下記のとおり答申します。

記

1. 行政文書の管理に関する定めの制定等について

情報公開法で定める「文書保存規程」の制定及び「行政文書ファイル管理簿」を作成すること。

また、「行政文書ファイル管理簿」作成にあたっては、行政文書ファイルのデータベース化を行い、事務処理を簡素化すること。

さらに、保存年限を過ぎた行政文書などで、学術的価値の高い文書を保存する「大学公文書館（仮称）」を整備すること。

すなわち、非現用（保存期限満了）となった行政文書を一括管理する組織を設置し、当該組織において歴史的・文化的あるいは学術的価値があるものを選別し、保存及び廃棄の選定を行う必要がある。また、永久保存を含めると相当の資料数となることが予想されることから、建物の選定には十分な配慮が必要である。当面の措置として、各部局の非現用文書を当該部局に留め置き、新設組織の部局分館とする配慮も必要である。

〔2. 以下略〕

[資料4]

平成12年10月24日

総長 長尾 真 殿

京都大学の歴史に関する史料の収集・保存・公開
等のための組織についてのワーキンググループ
代表 附属図書館長 佐々木 丞平

京都大学の歴史に関する史料の収集・保存・公開等のための組織について(報告)

平成12年4月4日開催の部局長会議において、京都大学百年史編集委員会から要望のあった「京都大学の歴史に関する史料の収集・保存・公開等のための組織」について、その必要性、性格、名称、規模等を検討するとともに、本学の情報公開法への対応に必要な公文書館的機能を合わせ持つ組織について、本ワーキンググループでは、情報公開検討ワーキンググループでの検討を踏まえながら、6月20日以来今日まで検討を重ね、別紙のような結論を得たので、報告します。

京都大学の歴史に関する史料の収集・保存・公開等のための組織について

設置の必要性

情報公開法の施行を来年4月に控え、本学が所有する大学行政文書・資料は現用・非現用の明確な区分と現用文書・資料の適切な管理が求められ、現在、その準備が進められている。

その中で、情報公開法の対象文書を最大30年保存文書とする方向が打ち出されており、さらに10年、5年、3年、1年等の保存年限が付され、保存年限満了文書を非現用とすることとなっている。

このうち、特に情報公開法の対象外となる非現用の文書・資料については、全てを廃棄することなく、史料的价值があるものについては本学の歴史資料として考え、保存していく必要がある。

京都大学百年史編集委員会からなされた次のような要望は、この点においても貴重な提言といえる。

- ・百年史の編纂の過程で収集された貴重な資料類の散逸を防ぎ、今後も引き続き収集を継続・保存・整理し、教育・研究の両面で利用する必要があること。
- ・本学の資料類は、京都大学のみならず、近現代日本の大学史・高等教育史をみるうえで欠くことができない資料群であること。
- ・自らの大学の歴史や大学の在り方を絶えず問うことの糧となり、継続的、恒常的に自らを点検・評価することが可能となること。

こうした現状や多様な要請に応えるためには、独立した組織において大学の歴史や組織について専門的かつ該博な知識を持つスタッフが必要である。

一方、このような性格の組織を設置しようとするときは、情報公開法の対象外とされる指定をあらかじめ

受けておかなければならない。

このような観点から、学内措置により、情報公開法施行前のできる限り早い時期に以下の組織を設置することが適当である。

組織の名称

大学文書館

組織の役割

- ・ 京都大学の歴史に関する学内外諸資料の調査、収集
- ・ 学内行政文書・資料の実態調査、保存基準及び公開原則の決定
- ・ 移管された文書・資料及び収集した文書・資料に基づいた京都大学の歴史と現状についての学内外への情報提供・情報発信及び関連する調査研究
- ・ 文書・資料の分類整理・目録作成、検索ツールの開発を行い利用の便に供する
- ・ 文書・資料の劣化防止・修復及び関連する調査研究

組織の規模

館長を置き、当分の間、教授（併任）1、助教授（専任）1、助手（専任）2とする。

その他調査員を兼任で措置する必要がある。

管理運営

重要事項を審議するため、協議会（教授会相当）を置く。

場 所

時計台記念館内（展示ホールを含む。）。ただし、時計台記念館完成までの間は、現百年史編集史料室内に置く。

設置の時期

平成12年11月1日

大学文書館規程案

別紙のとおり

〔以下略〕